

中央合同庁舎第5号館内医薬品等販売店
運営事業者の公募に関する募集要領

令和7年6月

厚生労働省大臣官房会計課

厚生管理室

1. 概要

中央合同庁舎第5号館(以下「当庁舎」という。)の管理官署である厚生労働省では、当庁舎における職員等の利便性を確保するため、医薬品等販売店の運営事業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 経営の状況、信用度が極度に悪化していない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 次の要件を満たす者であること。

この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記10.に照会すること。

3. 医薬品等販売店の現況

(1) 所在地

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館地下1階

(2) 医薬品等販売店の規模等

予定面積:24.94 m²(店舗20.09 m²、倉庫(地下2階)4.85 m²)

区画配置:別添1

(3) 在勤職員数等

・庁舎内在勤職員等数 約4,000名

なお、当庁舎はセキュリティゲートが設置されており、ICカードを保持する国家公務員及び公務目的の来庁者等以外の者は入館できない(医薬品等販売店の利用のみを目的として入館することはできない。)

・昼休み時間

12:00 ～ 13:00、12:15 ～ 13:15、12:30 ～ 13:30(各部局によって異なる。)

(4) 当庁舎で営業を行う医薬品等販売店以外の店舗等(令和7年度)

食堂(和食、洋食、ヘルシー)、そば・うどん店、レストラン、コンビニエンスストア、テイクアウト喫茶、弁当販売店、書店、売店(文房具等)

4. 許可条件

(1) 運営方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可を受けて有償により医薬品等販売店を運営する。

(2) 使用許可期間

① 令和7年10月1日～令和12年9月30日

ただし、厚生労働省が必要と判断した場合には、使用許可を1度に限り更新することができる。

② 運営事業者が行う設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(3) 国有財産使用料

① 使用料は次のとおりとする。

1平方メートルあたり 年額約 16,116 円(参考価格(令和7年度実績):消費税及び地方消費税込み)

国有財産使用料については、使用開始時期及び更新時期の経済情勢等により改定を行う可能性がある。

② 使用許可予定面積は、上記3.(2)の面積とする。

③ 使用料は、使用許可期間の年度ごとに年1回、納入告知書により厚生労働省の指定する期日までに納入すること。

(4) 運営事業者の負担する費用等

① 国有財産使用料

② 医薬品等販売店の運営に必要な光熱水料及び通信費

③ 設備の維持に必要な補修経費

④ 医薬品等販売店の開設、運営にあたって設備等を変更し、又は新たに設置するときは、その設置費用及び維持管理に要する経費

⑤ ゴミ処理に要する費用

⑥ その他医薬品等販売店の経営に要する一切の費用

(5) 当庁舎で負担する費用

庁舎管理上必要な最低限の定期清掃及び消毒等害虫駆除に要する費用

あくまでも庁舎管理上の観点から定期清掃等を行うもので、店舗運営上で必要な清掃費用、害虫駆除費用等は各運営事業者で行うこと。

(6) 使用上の制限

① 運営事業者は、行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等をするとはできない。

- ② 従業員の庁舎への出入りと物品、廃棄物の搬出入及びその方法については、担当職員と協議する。

(7) 使用許可にかかる条件等

・次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- ① 国が使用財産を使用する必要が生じたとき。
- ② 運営事業者が使用許可条件に違背したとき。

・次の各号に該当する場合は、使用許可を行わない、もしくは同許可を取り消すことができるものとする。

- ① 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ② 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ⑧ 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- ⑨ 運営事業者又は役員等若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けたとき。
- ⑩ ⑧、⑨の事実を知った場合に、そのことを速やかに10.の問い合わせ先に報告しなかったとき。

(8) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、運営事業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、運営事業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

(9) 損害賠償

運営事業者は、医薬品等販売店の運営にあたり、国又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその補償をしなければならない。

5. 営業の条件

(1) 医薬品等販売店の目的

当庁舎に勤務する職員に対して、庁舎内で医薬品等の販売を行うことにより職員の福利厚生に資することを目的とする。

(2) 営業日

原則として土、日、祝日及び閉庁日(12/29～1/3)を除く平日とする。

(3) 営業時間

午前9時～午後7時までとする。

※ なお、以上の営業時間は原則であり、実際の営業時間は決定した業者と厚生労働省で協議して決定することとする。

(4) 医薬品等販売店の営業内容

- ・営業種目は、医薬品等(医薬品を主とした物品)の販売とすること。
- ・薬剤師免許のある者を常駐させること。
- ・上記3.(2)の面積は、令和7年度に予定している医薬品等販売店の面積である。

(5) 事業運営について

- ・運営事業者は経営努力を行うものとし、適正な利潤と価格等について常に検討し、職員の福利厚生に資するよう施設運営を行うこと。
- ・必要に応じて、医薬品等販売店の運営について改善を求めることがある。
- ・使用許可に基づき、当室が指定する所定の様式により、原価見積書、毎月の売上高、収支計算、店舗利用人員、決算等について報告すること。
- ・運営事業者は利用者のニーズ把握に努め、良質な売店等サービスの維持、向上に努めること。

(6) 法令等の遵守

- ・施設の運営にあたっては、その他関係法令及び規則等を遵守することとし、国有財産を使用した福利厚生施設として相応しい営業に配慮し、医薬品等販売店の運営に最善の努力をすること。
- ・従業員の採用については、障害者雇用に配慮すること。
- ・医薬品等販売店の運営にかかる業務を第三者へ委任又は請け負わせてはならない。また、使用許可された施設の一部又は全部を第三者に使用、転貸、譲渡してはならない。

(7) 廃棄物について

医薬品等販売店で発生する施設運営上の廃棄物等は予め当庁舎を管理する厚生労働省及び必要に応じて他の運営事業者と協議を行い、運営事業者の責任においてリサイクル処理などの適切な処理を行うこと。

(8) 環境対策

政府が推進する環境施策(地球温暖化対策等)を遵守し、特に当庁舎店舗において積極的に取り組むこと。

(9) 施設設備等の管理義務

- ・設備等の使用、保管にあたっては、整理整頓、火災防止等善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ・災害防止については特に注意し、消防法に定めるもののほか、中央合同庁舎第5号館の管理に関する規則等に基づき、防災措置を講じなければならない。

(10) 衛生管理及び安全管理等

- ・ 衛生管理及び安全管理については、運営事業者が全て責任を負うものとする。
- ・ 運営事業者は、医薬品等販売店運営上で知り得た当庁舎に入居する省庁の業務上の秘密について、その保持に留意し、漏洩防止の責任を負うものとする。

(11) 従業員について

- ・ 医薬品等販売店の業務に従事する運営事業者の従業員（以下「従業員」という。）の身元保証、健康管理、就業及び労務について、運営事業者はその責任を負うものとする。
- ・ 運営事業者は、従業員の氏名等、当室が身元確認のために要求する書類を提出するものとし、当該従業員に異動等がある場合は、直ちに厚生労働省へ報告しなければならない。
- ・ 運営事業者は、従業員が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと及び厚生労働省に速やかに報告すること。

(12) その他

- ・ 自己の都合により、医薬品等販売店の運営を終了させるなど、使用許可の変更又は解除を受けようとするときは、当該期日の6ヶ月前までに、書面により厚生労働省に申し入れなければならない。
- ・ 非常災害（大規模な地震等の自然災害やその他の予想しがたい人為的な事故等を含む。）が発生した場合は、厚生労働省の求めに応じて医薬品等の提供に協力すること。
- ・ 当庁舎内は全面禁煙であるため、医薬品等販売店の従業員は当庁舎の禁煙ルールに従うものとする。
- ・ 庁舎管理上のセキュリティ保持については、中央合同庁舎第5号館の管理に関する規則等の規定に従うものとする。

6. 応募手続き等

公募に参加を希望する者は、次により競争参加資格等関係確認書類、応募申請書及び企画提案書を持参又は郵送で提出すること。

(1) 提出期限

① 提出期限

令和7年7月31日(木) 正午必着

受付時間は平日の10時から17時(12時から13時を除く)とする。

② 提出場所

厚生労働省大臣官房会計課厚生管理室総務厚生係

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館12階

電話 03-5253-1111(内線:7229)

③ 提出部数

4部

④ 提出方法

持参又は郵送による。

なお、庁舎の入館に当たっては、事前登録が必要なため、持参する際には、提出日前日までに提出日時、提出者等を下記10.の問い合わせ先に連絡すること。

また、来庁時は、写真付きの身分証明書を持参し、受付で入館手続きをすること。

(2) 注意事項

- ① 競争参加資格等関係確認書類、応募申請書及び企画提案書(以下「競争参加資格等関係確認書類等」という。)については、A4版サイズで作成し、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ② 提出された競争参加資格等関係確認書類等は、選定審査後も返却しない。
- ③ 競争参加資格等関係確認書類等の作成、提出及び本公募への応募に係る全ての費用は応募者の負担とする。
- ④ 本公募において知り得た一切の秘密は、厚生労働省の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ⑤ 運営事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って医薬品等販売店を運営するものとする。ただし、諸事情の変化により厚生労働省が変更を求めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 競争参加資格等関係確認書類等の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施する場合がある。
- ⑦ 競争参加資格等関係確認書類等は、本公募における運営事業者選定の目的以外に使用しないものとし、原則、非公開とする。
ただし、選定された提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者から開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

7. 運営事業者の選定方法

(1) 選定方法

公募参加資格要件を満たし、企画提案書等を提出した者が複数となった場合は、書類審査の評価点を合計し、総得点が全体の 60%以上で、かつ、最も高い者を運営事業者として選定する。なお、評価者に1つでも「0点」と評価された項目がある者は失格とする。

・書類審査

提出された企画提案書に基づく審査(必要に応じてヒアリングを実施。)

なお、上記の総得点と同点の場合、次の基準で運営事業者を選定する。

- ① 「優れている」の数が多い者を運営事業者として選定する。
- ② 「優れている」の数と同数の場合は、「やや優れている」の数が多い者を運営事業者として選定とする。
- ③ 「やや優れている」の数も同数の場合は、「普通」の数が多い者を運営事業者として選定する。
- ④ 「普通」の数も同数の場合は、くじ引きにより選定する。

(2) 選定時期

運営事業者の選定は、令和7年8月中を予定している。

8. 使用許可の手続き

厚生労働省と上記7. で選定された運営事業者との間で国有財産の使用許可手続きを行うこととする。

なお、手続きの方法については、改めて連絡するものとする。

9. 公募に係る説明会

(1) 日 時: 令和7年6月23日(月) 11時から

(2) 場 所: 中央合同庁舎第5号館 地下1階(公園側) 入札室

(3) 留意点等: 施設の概要、設置条件及び企画提案書作成上の留意点等についての説明や現場見学を行う。説明会に参加を希望する場合は、説明会の前日までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先(電話番号)を、下記10.の問い合わせ先まで登録すること。

10. 公募に関する質問

(1) 受付先

厚生労働省大臣官房会計課厚生管理室総務厚生係
東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館12階(公園側)18号室
電話:03-5253-1111(内線 7229)
E-mail: fukuri-soumu@mhlw.go.jp

(2) 受付期間

令和7年6月2日(月)～ 7月11日(金) まで

(3) 受付方法

電子メールにより(1)のEメールアドレスに提出すること。

(4) 回答方法

質問事項及び回答は、令和7年7月18日(金)までに、電子メールにより説明会参加者全員に回答する。

11. 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (2) 競争参加資格を持たない者が提出した場合
- (3) 企画提案書の提出後、参加資格を満たさなくなった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

12. 選定の取消

以下のいずれかに該当する場合は、運営事業者として選定を取り消すこととする。

- (1) 正当な理由なくして、厚生労働省の指定する期日までに「国有財産使用許可申請書」の提出を行わなかった場合
- (2) 運営事業者の選定から使用許可の手続きの間に、運営事業者について資金事情の変化等により、医薬品等販売店の運営の履行が確実でないと厚生労働省が判断した場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、当庁舎内の運営事業者としてふさわしくないと厚生労働省が判断した場合

13. その他

- (1) 選定された者は、公募の結果、唯一最適な者として選定しただけであり、上記8. の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (2) 本要領に記載のない事項及び細部については、必要の都度、国及び運営事業者の間で協議する。